

富山県立大学DX教育研究センター規程

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学学則第59条に定めるDX教育研究センターの組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条のDX教育研究センターを富山県立大学DX教育研究センター(以下「センター」という。)という。

(目的)

第3条 センターは、デジタル技術を活用することによって、社会に変革をもたらし、人々の暮らしをより良くするデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組み、地域社会はもとより、広く人々の生活を支援するための人材教育や高度な研究を推進することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) デジタル化の進展に対応した人材の育成、教育の推進に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した高度な研究の推進に関すること。
- (3) 産学官金の連携教育や研究に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

(センター所長)

第5条 センターに所長を置く。

- 2 所長は、本学の教授のうちから、教育研究審議会の意見を聞いて学長が選考する。
- 3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。
- 4 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 所長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(センター副所長)

第6条 センターに副所長を置く。

- 2 副所長は、本学の専任の教授又は准教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が任命する。
- 3 副所長は所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代行する。

4 副所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職員)

第7条 センターに職員若干名を置くことができる。

2 前項の職員(以下「センター職員」という。)は本学の教授、准教授、講師、助教その他の職員のうちから学長が任命する。

3 センター職員は、所長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター運営委員会)

第8条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)センター所長

(2)センター副所長

(3)学科(教養教育は、1学科とみなす。)ごとに選出された委員各1名

(4)事務局長

(5)その他学長が必要と認めた者

3 前項第3号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第9条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副所長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。